5　協定第八条の規定に関し、次のことが了解される。

(a)　船舶又は航空機を国際運輸に運用することに関連して銀行に一時的に預金された資金に対する利子は、同条に規定する船舶又は航空機を運用することによって取得する利得とみなされ、協定第十一条に規定する利子とはみなされないこと。

(b)　船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得を含むこと。

(i)　国際運輸における船舶又は航空機の賃貸（裸用船による船舶又は航空機の賃貸を除く。）から取得する利得

(ii)　裸用船による船舶又は航空機の賃貸（船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する賃貸に限る。）から取得する利得

(iii)　コンテナー（コンテナーの運送のために使用されるトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸（船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する使用、保管又は賃貸に限る。）から取得する利得

(iv)　他の企業に代わって行う国際運輸に係る切符の販売（船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する販売に限る。）から取得する利得

6　協定第十条から第十三条まで及び第二十一条の規定に関し、所得が生ずる基因となる株式、信用に係る債権又はその他の権利若しくは財産の設定又は移転に関与した者が、これらの条の規定による特典を受けることを当該設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該所得に対しては、これらの条の規定による租税の軽減又は免除は与えられないことが了解される。

7　協定第十一条の規定に関し、同条2の規定にかかわらず、オマーン国内において生ずる利子であって、日本国の法令に基づいて設立された年金基金が受益者であるものに対しては、日本国においてのみ租税を課することができる。

8　協定第十三条2の規定に関し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。

(a)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(b)　オマーン国のマスカット証券取引所

(c)　同条2の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

9　協定第十六条の規定に関し、「法人の役員」には、オマーン国の居住者である法人の経営委員会その他これに類する機関であって、オマーン国の関係法令に規定するものの構成員を含むことが了解される。

10　協定のいかなる規定も、日本国が、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づいて取得される所得及び収益に対して、日本国の法令に従って源泉課税することを妨げるものではない。

11　協定第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十四年一月九日にマスカットで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
久枝譲治

オマーン国政府のために
ダルウィーシュ・ビン・イスマーイール・ビン・アリ・アル・バルーシー

総務大臣　新藤　義孝
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND
THE GOVERNMENT OF THE SULTANATE OF OMAN
FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION
AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME

The Government of Japan and the Government of the Sultanate of Oman,

Desiring to conclude an Agreement for the avoidance of double taxation and the prevention of fiscal evasion with respect to taxes on income,

Have agreed as follows:

Article 1
Persons Covered

This Agreement shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

Article 2
Taxes Covered

1. This Agreement shall apply to the following taxes:

(a) in the case of Japan:

(i) the income tax;

(ii) the corporation tax;

(iii) the special income tax for reconstruction;

(iv) the special corporation tax for reconstruction; and

(v) the local inhabitant taxes

(hereinafter referred to as "Japanese tax"); and

(b) in the case of the Sultanate of Oman:

the income tax

(hereinafter referred to as "Omani tax").